



Vol.55

★死不要脸解雇

私の印象では、中国では、これを言うと大喧嘩になるという侮辱的な単語があって、よほどのことがない限り、お互い使わないようにしている印象があります。突然、殴り合いの喧嘩になった場合は、お互い言ってはいけない侮辱的な単語を言っている場合もあります。私も同僚に冗談で「不要脸」と言ったところ、あとで他の同僚から「向井さん、それはあまり使ってはいけない言葉ですから注意してくださいね。」と言われました。言葉の感覚は非常に外国人に分かりづらいところです。

今回は侮辱的な発言のみで解雇が有効になった珍しい事案を取り上げます。

【事例】

マネージャーの金は、生産会議において、「人を生産ラインに派遣して軸を布で拭けば生産ラインを止める必要はない」と意見した。マネージャーの朱は「これはサプライヤーの問題で、生産ラインを止めてサプライヤーに修理させるべきだ」と述べた。部長は、金の意見を採用して生産ラインを止めないことにした。朱は会議が終わったあと、帰り際に金に対して「サプライヤーに直させればすぐに解決するのよ。死不要脸」と何度も「死不要脸」と述べた。金はこれに対して「どうして私を侮辱するのですか」と答えたが、朱は何度も「死不要脸」と叫ぶのみであった。

人事マネージャーが朱を呼んで「なぜそんなことを言うのか。彼女に謝りなさい。」と言ったが、朱は「死不要脸は自分に対して言った言葉だ。謝る必要はない」と謝罪を拒絶した（このやりとりは監視

カメラに記憶されている）。

この事態を重く見て会社は朱を解雇した。

【結論】

一審、二審ともに解雇有効と判断

【理由】

- ・規則制度の重大な違反に当たる。就業規則の懲戒事由は以下の通り「在公司内辱罵、胁迫或侮辱他人或上级并且无法获得他人或上级原谅的」
- ・朱は上級管理職でありその発言に対する責任は重い
- ・全く反省の色が無い

【実務上の留意点】

暴言だけで一発解雇ができるかは微妙なところです。監視カメラに写った人事マネージャーとの会話内容がひどかったのではないかと推測されます。しかし、暴言内容によっては解雇が可能となるというのは非常に特徴的です。日系企業においても、一線を越えた侮辱的な言葉については厳しい処罰で臨む必要があるかと思えます。

お気軽にご相談下さい

日本：杜若経営法律事務所（9:00～17:00）

TEL 03-3288-4981

中国：上海邁伊茲諮詢有限公司（弁護士向井宛）

TEL +86+(21)6407-8585(内線 320)

E-mail mukai@myts-cn.com